

平成 年度分 市町村民税 申告書 (分離課税等用)
道府県民税

第五号の四様式別表(第二条関係)

フリガナ		生 年 月 日	整理番号	
氏 名			電話番号	
個人番号				

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用条文		

1 収入 金額	短期譲渡	一般分シ	円
		軽減分ス	
	長期譲渡	一般の譲渡セ	
		優良住宅地等に 係る譲渡	ソ
		居住用財産の 譲渡	タ
		一般株式等の譲渡チ	
	上場株式等の譲渡ツ		
	上場株式等の配当等テ		
	先物取引ト		

この申告書(分離課税等用)は、市町村民税・道府県民税申告書と一緒に提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目	必 要 経 費
	事業 譲渡 雑	円
	事業 譲渡 雑	
	事業 譲渡 雑	
	特例適用条文	

5 所得 金額	短期譲渡	一般分(25)	円
		軽減分(26)	
	長期譲渡	一般の譲渡(27)	
		優良住宅地等に 係る譲渡	(28)
		居住用財産の 譲渡	(29)
		一般株式等の譲渡(30)	
	上場株式等の譲渡(31)		
	上場株式等の配当等(32)		
	先物取引(33)		

4 上場株式等の配当所得等に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	配当所得に係る 負債の利子
	・	円	円
	・		
	・		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額 (A - B) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

7 山林所得・退職所得に関する事項

山 林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A - B - C - D)	
	円	円	円	円	円	
退 職	A 収入金額	勤続年数	普通 障害	B 退職所得控除額	C 差引(A - B)	所得金額(C × 1/2)
	円	年 (年 月 間)	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 障害	円	円	円

特定投資株式の譲渡損失明細書

氏名 _____

前年分の一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得金額が赤字の方であって、その赤字のうちに特定投資株式の譲渡損失がある方で、その損失の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以降の年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上控除を受けようとする方は、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

特定譲渡損失の金額の計算

（赤字の金額は、△を付けないで書いてください。）

一般株式等に係る譲渡所得等の金額	①	円
特定投資株式の譲渡による損失の金額 （損失の金額がない場合には0と書いてください。）	②	
特定投資株式の価値喪失による損失の金額 （損失の金額がない場合には0と書いてください。）	③	
特定譲渡損失の金額 〔①の赤字の金額と（②+③）の赤字の金額のうち、いずれか小さい金額。〕	④	

○ 「特定投資株式」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する一定の特定中小企業者に該当する株式会社等（以下「特定中小会社」といいます。）の設立の際に発行された株式又は設立の日後に発行された特定中小会社の株式で、その特定中小会社との間で締結されたその株式に係る投資に関する条件を定めた一定の契約に基づき払込みにより取得したものをいいます。

（備考）

- 1 「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」欄には、前年中において行った一般株式等の譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した譲渡所得等の金額を記載すること。
- 2 「特定投資株式の譲渡による損失の金額」欄には、前年中において行った特定投資株式の譲渡について、収入金額から必要経費等を差し引いて発生した損失の金額を記載すること。
- 3 「特定投資株式の価値喪失による損失の金額」欄には、前年中において、株式としての価値を失ったことにより生じた損失の金額を記載すること。

平成 年 月 日

市町村長 殿

市区町村コード又は都道府県コード	
------------------	--

市町村長
知 事

平成 年寄附分

市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例通知書

地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定により、下記の者から同条第2項（第9項）に規定する申告特例の求めがありましたので、同条第5項（第12項）の規定により下記のとおり通知します。

住 所		性 別	男 女
		生年月日	明・大 昭・平
フリガナ		電話番号	
氏 名		合計 寄附金額	円
個人番号			

備考

合計寄附金額とは、申告特例の求めに係る地方団体に対する寄附金の額の合計額をいいます。

第 号	納 税 者	住 所								
平成 年度		氏 名								
普 通 税	市 町 村 民 税	道 府 県 民 税	千	百	十	万	千	百	十	円
1 市町村民税及び道府県民税決定の明細			税 額							
区 分			課 税 標 準 額	税 率		道 府 県 民 税	市 町 村 民 税	合 計		
均 等 割 分			(1)			円	円			
所 得 金			(2)							
山 林 所 得 金			(3)							
退 職 所 得 金			(4)							
小 計			(2)+(3)+(4) (5)							
所 分 離 課 税 所 得 金 額	短 期 譲 渡	9 % 適 用 分	(6)							
		5 % 適 用 分	(7)							
	一 般 の 譲 渡		(8)							
	長 期 譲 渡	優 良 住 宅 地 等 に 係 る 譲 渡	(9)							
		居 住 用 財 産 の 譲 渡	(10)							
	一 般 株 式 等 の 譲 渡		(11)							
	上 場 株 式 等 の 譲 渡		(12)							
	上 場 株 式 等 の 配 当 等		(13)							
	先 物 取 引		(14)							
	肉 用 牛 の 売 却 価 額		(15)							
小 計 (5)+(6)+(7)+(8)+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)+(14)+(15)			(16)							
調 整 控 除 額			(17)							
配 当 控 除 額			(18)							
(18)-(19)			(20)							
住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除 額			(21)							
(20)-(21)			(22)							
寄 附 金 税 額 控 除 額			(23)							
(22)-(23)			(24)							
外 国 税 額 控 除 額 等			(25)							
(24)-(25)			(26)							
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額			(27)							
(26)-(27)			(28)							
市 町 村 民 税 及 び 道 府 県 民 税 の 合 計 税 額 (1)+(28)			(29)					円		
給 与 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額			(30)							
公 的 年 金 から 特 別 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額			(31)							
普 通 徴 収 の 方 法 に よ っ て 徴 収 す る 額 の 合 計 額 (29)-(30)-(31)			(32)							
所 得 割 より 控 除 す る こ と が で き な っ た 配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除 額			(33)							
2 普通徴収の方法によって徴収する額の各納期の納付額及び納期限										
期 別	納 付 額	(33) に 係 る 充 当 額	充 当 後 納 付 額	納 期						
第 1 期	円	円	円	平成 年 月 日 から 月 日まで						
第 2 期				平成 年 月 日 から 月 日まで						
第 3 期				平成 年 月 日 から 月 日まで						
第 4 期				平成 年 月 日 から 月 日まで						
納 付 場 所										
3 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月			4 特別徴収を行う公的年金の種類並びに支払者の名称及び法人番号							
徴 収 月	特 別 徴 収 税 額	公 的 年 金 の 種 類	支 払 者 の 名 称							
年 1 0 月	円									
年 1 2 月			支 払 者 の 法 人 番 号							
年 2 月										
<p>あなたの税額を上記のとおり決定したので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。</p> <p>普通徴収の方法によって徴収する額については、上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。なお、納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。</p> <p>公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、上記4の公的年金からその支払者が徴収します。</p> <p>また、あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。</p>										
徴 収 月			仮 特 別 徴 収 税 額							
年 4 月			円							
年 6 月										
年 8 月										
<p>なお、あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を、特別徴収の方法によって徴収します。</p>										
徴 収 月			仮 特 別 徴 収 税 額							
年 4 月			円							
年 6 月										
年 8 月										
平成 年 月 日	市 町 村 長 氏 名								印	

注意 市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率等は裏面にあります。詳しくは裏面をよくお読みください。

- 備考
- この通知書は、第1号の4様式による納付の告知以外の納付の告知について使用すること。
 - 市町村は、この通知書の裏面に、市町村民税及び道府県民税の賦課の根拠となった法律及び条例の規定、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の税率、納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法並びに特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額がある場合においては、その額は普通徴収の方法によって徴収されるものであることを記載すること。
 - 繰上徴収の方法により徴収する場合は、「上記2の各期別ごとの納付額をそれぞれの納期に納めてください。」にかえて「地方税法第13条の2第1項の規定により繰上徴収しますので、上記納期にかかわらず、各納期分を平成 年 月 日までに納めてください。」と記載すること。
 - 「肉用牛の売却価額(15)」の欄は、肉用牛の売却による事業所得がある場合において法附則第6条第2項又は第5項の規定の適用を受けるときの同条第2項第1号又は第5項第1号に規定する売却価額の合計額及び税額を記載すること。この場合において、「総所得金額(2)」の欄は、同条第2項第2号又は第5項第2号に規定する事業所得の金額がないものとして計算した課税標準額及び税額を記載すること。
 - 「支払者の法人番号」の欄には、公的年金の支払者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。